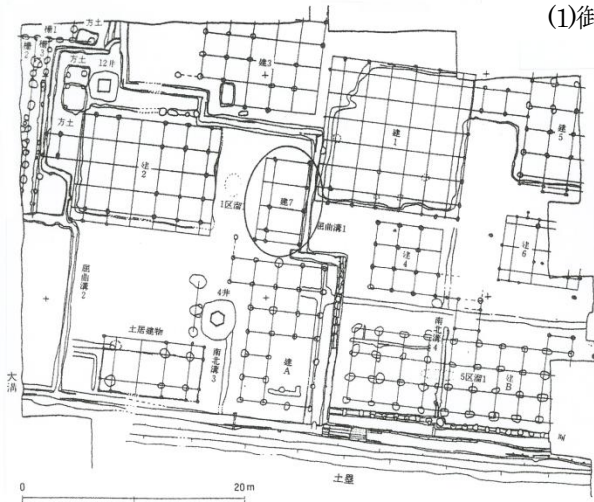
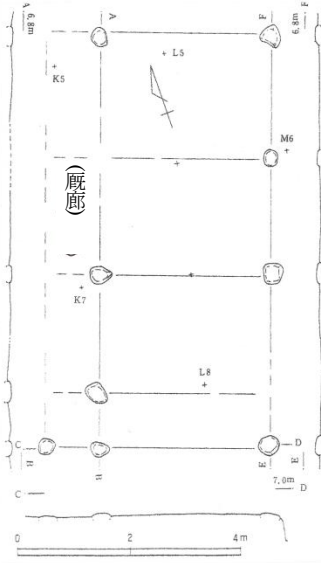


(1)御成小学校内・北屋敷

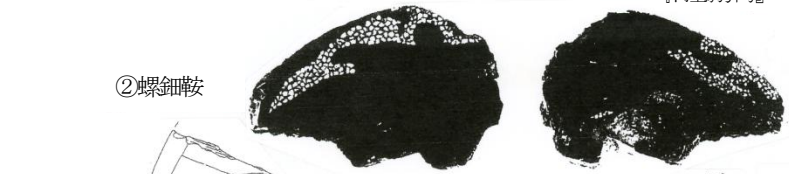
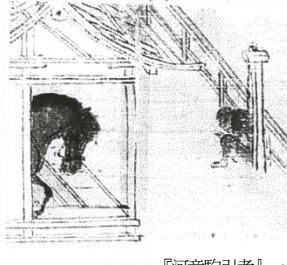
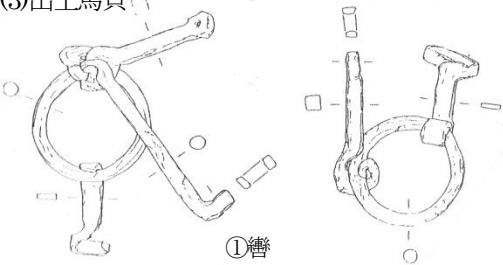


来客に見せる厩

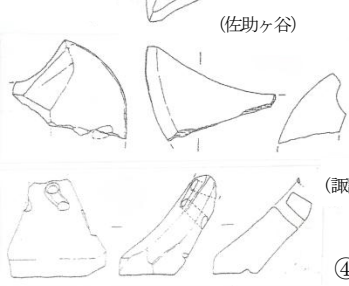


(2)厩に猿をつなぐ

(3)出土馬具



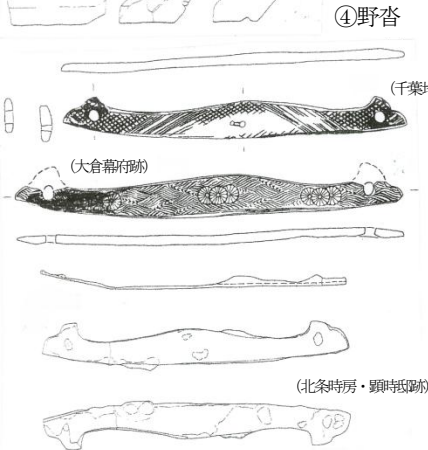
③白木鞍



北条重時家訓→
 宝治元年頃(1247)

(4)馬にまつわる話

『徒然草』 第百八十五段
 城陸奥守泰盛は、双なき馬乗なりけり。馬をひきいださせけるに、足を揃へて、しきをゆらりと越ゆるをみて、「これは勇める馬なり。」とて、鞍をおきかへさせけり。また足をのべて、しきみにけあてぬれば、「これは鈍くしてあやまちあるべし。」とて乗らざりけり。道を知らざらん人、かばかりおそれなんや。



一 人ノ給タラム馬ヲ、即無_レ左右_二人ニアヅクル事スベカラズ。況ヤ人ニトラスベカラズ。一日ナリトモ我馬屋ニタテ、次ノ日ナンド人ニモ預クベシ。即馬屋ニ立テツルト聞ハ、主婦聞テ悦思_レ也。又馬ヲ見ズシテ、無_レ左右_二引入ル、事スベカラズ。進ル馬ハ「御_レ気色イカベアリツル」ト問バ、「_レ人ノ許_レツカハサレ候ツル」ト云ハ、本意ナク思テ、「此殿ニハ何ナル志シタリトモ、思モ知マジキヨヤ」トテ、浦見ヲ残ス也。

一 馬ニテ歩カン時ハ、カチバシリニハ、中間・雑色ナンドヲ召具スベシ。若是等無カラン時ハ、若党ノ下人ノサハヤカナランヲ具スベシ。又夜ル歩カンニハ、必ズ若党ヲ具スベシ。但差タル大事ナラズバ、夜歩キスベカラズ。紙夜ルアリク事アラバ、聊モラボツカナクヲモハム処ニハ、手ガロキ若党ニ大刀ヲモ、タスベシ。穴駈_二中間躰ノ者ニハ大刀モタスベカラズ。

一 馬をば、三寸よりうちの馬に乗給ふべし。大きなもわるし、さのみ又ちいさきもけしからず。よきほどのをはからひ給ふべし。

網代垣・草花と鏡



(窟堂南)

(5)本歌取り

①滑石スタンプに片鏡

路上で騎馬と行き合った際には、「互いに馬の左の方を合せて礼をするなり。徒歩にてもこの心得あるべし」とあるから、当時の路上は馬も人も右側通行が原則であったようである。そして路地にて大名など貴人であった場合は、下馬して木陰や築地などの裏に避けるが、もし相手がそれと見つけて下馬するようなことがあれば、足早に走り出て御供の衆に対して深々と礼を申し、「努々直に御礼申すことあるべからず」としている。

そのほか、神前を通る時も下馬をすべきであるが、馬に癖があったり、下馬の際がない時には、左の脊を外して懸ろに礼をし、脊をはいっていない時には鏡から足を外して礼をするという。

③仁木謙一『武士の作法』(一九九九)

昔、武藏なるおとこ、京なる女のもとに、聞ゆれば恥づかし、聞えねば苦し、と書きて、うはがきに、むさしあぶみ」と書きてをこせてのち、をともせずなりにければ、京より女、武藏鏡さすがかけて頼むには、とはぬもつらしとふもうるさしとあるを見てなむたへがたき心地しける。

とへばいふとはねば恨む武藏鏡 かかるおりにや人は死ぬらん

②『伊勢物語』十三段

『鏡』(寛喜二・一一三〇)

(6)犬追物

廿三日 丙午 天晴る。將軍家年首の御濱出始なり。由比の浦に渡御す。まづ小笠懸。次に遠等懸。次に流鏡馬。次に犬追物。廿五、次に小山五郎・三浦四郎・武田六郎・小笠原六郎。別の仰せに隨ひて作物等を射る。御入興他なしと云々。

駿河二郎泰村

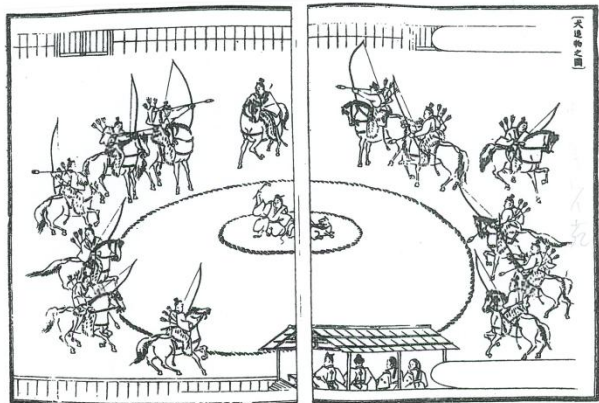
氏家太郎
横溝六郎

『鏡』(承久四・一一二二)

六日 乙酉 南庭において犬追物あり。若君御入興。この事また讃岐羽林殊に庶幾し申し行はる。奥州・足利前武州已下群参し見物す。犬二十疋、射手四騎なり。相構へて勝負を決すべきの由、別して仰せ出さるるの間、おのおの箭員を争ふのところ、面々に五疋これを射る。始めの十疋の内は、一疋ごとに、今度の犬は、某射るべきの由、次第に主を付けて仰せ出され、その人の箭必ずこれを中つ。後の十疋の時は、射手次第にこの犬は領せしむるの由自稱す。仰せによつてなり。また相違なく等巡に射手これを中つ。かたがた希代の珍事たるの由、人々美談す。駿河前司義村検見を加へ、嶋津三郎兵衛尉忠義これを申次ぐ。

小山新左衛門尉朝長

『古事類苑』

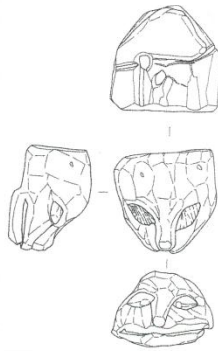


(8)本歌取り - カササギの橋

(7)傀儡人形 - 山猫



(円覚寺門前)



漆器

(佐助ヶ谷)

滑石スタンプ

(今小路西)